

社会福祉法人深高会  
深谷保育園・深谷西保育園・深谷藤沢保育園・深谷上柴保育園  
重要事項説明書

### 1 施設の目的及び運営の方針

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、第二種社会福祉事業である保育所、一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を行う。

<保育理念> あらゆる境遇にも適応できる円満な人格形成を保育理念とする。

<保育目標> 強い体 優しい心 明るい笑顔

<大切にしたいこと> 命を大切にする あいさつ 返事 笑顔 感謝の心

保育を人生の礎として位置づけ、子ども達が成長し、親となった時、人間として必要な心と体そして人格を育成することを保育の目標としています。仕事や多様な事情で保育を必要とする家庭と真摯に向き合い、子ども達を中心として、家庭と保育園が手をつないで子育ての支援を行います。家庭にいる時間が少ない子ども達に、保護者の皆さんの愛情を感じられるような保育を目指します。また、保護者の皆さんにも、親としての喜びを分かち合える保育園運営を心がけます。

### 2 提供する保育の内容等

深谷の地で昭和29年から培ってきた仏教保育を拠り所として、保護者の皆さんと協力し、子ども達の成長の一助となるように日々の保育に取り組んでまいります。

- ・ ころ project（命を大切に）：  
動植物の育成 国際交流：外国語遊び、海外姉妹校との交流 習字 坐禅 知育あそび
- ・ リズム Project：  
伝統的な童謡の高揚 リトミック 合唱 オリジナルの舞踊劇 おゆうぎ会の実施
- ・ 体力づくり Project：  
ふれあい遊び 体育遊び 協栄スイミングでのスイミング 合同運動会の実施
- ・ 法人が経営する保育所（以下「当園」という。）間の交流 合同遠足 合同運動会  
深谷こども国際まつり

### 3 事業運営主体

|         |              |
|---------|--------------|
| 名 称     | 社会福祉法人 深高会   |
| 所 在 地   | 深谷市田谷308番地   |
| 電 話 番 号 | 048-571-0844 |
| 代表者氏名   | 理事長 後藤 清純    |

#### 4 利用施設

|              |                                      |     |
|--------------|--------------------------------------|-----|
| 施設の名称        | 深谷保育園                                |     |
| 施設の所在地       | 深谷市田谷308番地                           |     |
| 連絡先          | 電話番号 048-551-6333 F A X 048-551-6336 |     |
| 管理者          | 園長 後藤よう子                             |     |
| 利用定員         | 満3歳以上の児童（2号認定）                       | 55人 |
|              | 満1歳以上満3歳未満の児童（3号認定）                  | 28人 |
|              | 満1歳未満の児童（3号認定）                       | 8人  |
| 開設年月日（認可年月日） | 昭和29年5月1日（昭和53年6月1日）                 |     |

|              |                                      |     |
|--------------|--------------------------------------|-----|
| 施設の名称        | 深谷西保育園                               |     |
| 施設の所在地       | 深谷市曲田138-1                           |     |
| 連絡先          | 電話番号 048-573-0005 F A X 048-573-0285 |     |
| 管理者          | 園長 由田わかこ                             |     |
| 利用定員         | 満3歳以上の児童（2号認定）                       | 83人 |
|              | 満1歳以上満3歳未満の児童（3号認定）                  | 40人 |
|              | 満1歳未満の児童（3号認定）                       | 8人  |
| 開設年月日（認可年月日） | 昭和53年4月1日（昭和53年5月1日）                 |     |

|              |                                      |     |
|--------------|--------------------------------------|-----|
| 施設の名称        | 深谷藤沢保育園                              |     |
| 施設の所在地       | 深谷市人見1963-3                          |     |
| 連絡先          | 電話番号 048-572-1511 F A X 048-598-3335 |     |
| 管理者          | 園長 橋本忍                               |     |
| 利用定員         | 満3歳以上の児童（2号認定）                       | 82人 |
|              | 満1歳以上満3歳未満の児童（3号認定）                  | 40人 |
|              | 満1歳未満の児童（3号認定）                       | 8人  |
| 開設年月日（認可年月日） | 平成26年4月1日（平成26年4月1日）                 |     |

|              |                                      |     |
|--------------|--------------------------------------|-----|
| 施設の名称        | 深谷上柴保育園                              |     |
| 施設の所在地       | 深谷市上柴町東2-1-2                         |     |
| 連絡先          | 電話番号 048-578-8777 F A X 048-578-8711 |     |
| 管理者          | 園長 関矢美津子                             |     |
| 利用定員         | 満3歳以上の児童（2号認定）                       | 54人 |
|              | 満1歳以上満3歳未満の児童（3号認定）                  | 28人 |
|              | 満1歳未満の児童（3号認定）                       | 8人  |
| 開設年月日（認可年月日） | 平成27年4月1日（昭和27年4月1日）                 |     |

○ 4 園共通

|             |  |
|-------------|--|
| 施設の種類       | 保育所  |
| 対象児童        | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 実施する保育事業    | 通常保育 延長保育 乳児保育(2ヵ月から) 障がい児保育 一時預かり保育         |
| 自己評価の概要     | 毎月法人全体で職員会議を実施し、職員それぞれの資質の向上と保育の向上を目指します     |
| 第三者評価の概要    | 第三者評価は受けていません                                |
| 職員への研修の実施状況 | 救急救命法 キャリアアップ研修 海外姉妹校研修 保育協議会等が主催する研修への参加    |
| 嘱託医         | 小児科 吉田俊太郎医師 歯科 高田文義医師                        |

5 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

○ 深谷保育園

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 敷地全体面積 | 862.49㎡ | 園庭面積 | 504.7㎡  |
| 園舎構造   | 鉄骨造     | 延べ面積 | 625.24㎡ |

○ 深谷西保育園

|        |        |      |         |
|--------|--------|------|---------|
| 敷地全体面積 | 6,867㎡ | 園庭面積 | 967.5㎡  |
| 園舎構造   | 鉄骨造    | 延べ面積 | 929.73㎡ |

○ 深谷藤沢保育園

|        |          |      |          |
|--------|----------|------|----------|
| 敷地全体面積 | 3600.60㎡ | 園庭面積 | 926㎡     |
| 園舎構造   | 鉄骨造      | 延べ面積 | 1093.40㎡ |

○ 深谷上柴保育園

|        |          |      |         |
|--------|----------|------|---------|
| 敷地全体面積 | 3531.98㎡ | 園庭面積 | 800㎡    |
| 園舎構造   | 鉄骨造      | 延べ面積 | 797.10㎡ |

(2) 主な設備：4園共通

| 設備       | 部屋数 | 備考   |
|----------|-----|--|
| 乳児室      | 1室  |  |
| ほふく室     | 1室  |  |
| 保育室      | 4室  | きいろ組(満2歳児クラス)、あか組(満3歳児クラス)、みどり組(満4歳児クラス)、しろ組(満5歳児クラス)について各1室 |
| 遊戯室(ホール) | 1室  |  |
| 調理室      | 1室  |  |

## 6 職員の設置状況

### (1) 職種及び基準職員数等

| 職 種         | 常勤  | 常勤者の有資格 | 非常勤 | 非常勤者の有資格 | 備考 |
|-------------|-----|---------|-----|----------|----|
| 園長          | 1人  | 1人      |     |          |    |
| 副園長         | 1人  | 1人      |     |          |    |
| 主任保育士       | 1人  | 1人      |     |          |    |
| 保育士 深谷保育園   | 12人 | 12人     | 人   | 人        |    |
| 保育士 深谷西保育園  | 15人 | 15人     | 人   | 人        |    |
| 保育士 深谷藤沢保育園 | 15人 | 15人     | 人   | 人        |    |
| 保育士 深谷上柴保育園 | 12人 | 12人     | 人   | 人        |    |
| 栄養士・調理員     | 2人  | 2人      | 人   | 人        |    |
| 嘱託医         | 人   | 人       | 2人  | 2人       |    |

### (2) 職員の勤務体系：4園共通

|    | 勤務体系（勤務時間帯）       | 備考 |
|----|-------------------|----|
| 早番 | 午前07時15分～午後16時00分 |    |
| 通常 | 午前08時15分～午後17時00分 |    |
| 遅番 | 午前09時15分～午後18時00分 |    |

## 7 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日：4園共通

| 開園日   | 月曜日～土曜日             |             |
|---|---------------------|-------------|
| 開園時間  | 月～金曜                | 07:00～19:30 |
|   | 土曜                  | 07:00～19:30 |
| 保育提供時間<br>*保育標準時間認定   | 07:30～18:30分        |             |
| 延長保育時間  | 07:00～07:30         | 18:30～19:30 |
| 保育提供時間<br>*保育短時間認定  | 08:30～16:30         |             |
| 延長保育時間  | 07:00～08:30         | 16:30～19:30 |
| 休園日   | 日曜日 祝祭日 12月29日～1月3日 |             |
| <p>当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。</p> <p>○保育標準時間認定、保育短時間認定に係る保育時間はそれぞれ上記時間の範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。</p> <p>○なお、保育標準時間認定、保育短時間認定のそれぞれの保育提供時間の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時00分から午後07時30分の範囲内で時間外保育（延長保育）を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。</p> |                     |             |

## 8 一時預かり保育：4園共通

### ○実施時間

平日 08:30～16:30 土曜日 08:30～13:00

### ○費用

赤ちゃん組 もも組 きいろ組 1時間500円

あか組 みどり組 しろ組 1時間300円

## 9 給食等について：4園共通

### (1) 提供方針

栄養士、調理師を自園で採用し給食を提供します。命をいただくという食べ物の大切さを基本に、温かいものは温かく、季節の食材や行事食を取り入れ、子ども達の心と体の成長のもととなる食事を提供します。

### (2) 提供方法

自園調理

### (3) 昼食・おやつ・夕方の軽食

#### ○赤ちゃん組、もも組、きいろ組

午前中1回おやつ 11:00ごろから昼食

#### ○あか組 みどり組 しろ組

11:30頃から昼食

#### ○全クラス 15:00頃 おやつ

#### ○長時間保育18:30 夕方の軽食

### (4) アレルギー等への対応

保護者、園長、副園長、クラス担任及び栄養士で、話し合いを持ち、医師の診断や家庭での取り組みなどを共有します。月ごとの献立を基として、代替食や別メニューで必要な栄養を補います。定期的に話し合いを持ち、こどもの成長及び状況に応じて食べられる食材を増やす取り組みを行います。

### (5) 衛生管理等

栄養士、調理師はもとより保育に従事する職員が検便を毎月行います。業者にも定期的な検査結果を提出していただき、食の安全を確保します。当日の食材の状況や中心温度の確認、調理後の状況を確認してから子ども達に提供します。

## 1 0 保護者の負担について：4園共通

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

令和元年10月からあか組・みどり組・しろ組は保育料が無償となりました。

ただし、給食費は無償化対象外のため徴収となります。

### (2) 実費徴収

保育料のほかに、保護者会から保護者会費の徴収があります。

### (3) 延長保育料

保育標準時間認定の場合

07:00～07:30 200円

18:30～19:30 400円（軽食を含む）

保育短時間認定の場合

07:00～08:30 1時間400円

16:30～19:30 1時間400円

### (4) 給食費

あか組・みどり組・しろ組

○主食費用 月額1,500円 ○副食費 月額4,500円

※副食費については減免措置があります。

きいろ組・もも組・赤ちゃん組

○給食費は保育料に含まれていますので、実費徴収はありません。

### (5) 支払い方法（実費徴収・延長保育料等）

1月ごとに集計し、月末に現金にて集金します。

## 1 1 当園と保護者の連絡について：4園共通

当園での状況や家庭での状況を相互連絡するために連絡帳を活用します。

月に1回、園だよりを発行します。

掲示板にも必要事項を掲示しますので確認してください。

## 1 2 当園利用に際しての留意事項について：4園共通

### (1) 欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合

電話で連絡してください。伝染性の病気等の予防の観点から理由も伝えてください。

### (2) お迎えが遅れる場合

電話での連絡してください。誰がお迎えに来るかを伝えてください。

### (3) 毎朝の体温等の確認

体調や検温結果などお知らせ下さい。平熱から1℃体温が上昇したときは電話で連絡します。また、38℃以上になったときはお迎えをお願い致します。

### (4) 投薬について

医師の処方した薬であっても職員が直接投薬することは致しかねます。但し慢性的な病気などの場合、医師の指示のもと保護者との話し合いを持ったうえで、同意書等を提出していただいた場合はこの限りではありません。

### 1 3 利用の開始及び終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ・小学校に就学したとき。
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
- ・その他、保育の利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

### 1 4 嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科、歯科

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 吉田医院         |
| 医 院 長 名 | 吉田 俊太郎       |
| 所 在 地   | 深谷市田所町8-1    |
| 電 話 番 号 | 048-571-0232 |

#### (2) 歯科

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 西島歯科クリニック    |
| 医 院 長 名 | 高田 文義        |
| 所 在 地   | 深谷市西島4-2-33  |
| 電 話 番 号 | 048-575-2929 |

### 1 5 緊急時の対応

- (1) けが等が発生した場合、保護者へ連絡するとともに園医さんの指示に従い対応します。
- (2) 上記の他、緊急性を認められる状況においては、救急車を要請しかかりつけの病院等へ向かいます。

### 1 6 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|         |              |
|---------|--------------|
| 窓口担当者   | 統括副園長 後藤慈明   |
| 苦情解決責任者 | 各園園長         |
| 電話番号    | 048-551-6333 |
| 第三者委員   | 中村敏行 丹羽清光    |

## 1 7 非常災害時の対策

|                |   |
|----------------|---|
| 非常時の対応         | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。   |
| 園舎の耐火構造        | 耐火建築物   |
| 防災設備           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> <li>・緊急地震速報システム（該当施設が震度3以上で鳴動）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導灯 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> </ul> |
| 避難・消火訓練        | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。   |
| 喫煙             | 当園の敷地内はすべて禁煙です。   |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。   |

## 1 8 虐待の防止のための措置

- (1) 入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
- (2) 児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、そして当園の負う通告義務に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

## 1 9 賠償責任保険の加入について

- (1) 保険会社            社会福祉法人日本保育協会
- (2) 保険の種類        保育園総合保険制度

## 2 0 年間行事予定表：年間事業計画を参照